

☆☆☆ファミリー・サポート・センター利用料の 一部を助成します☆☆☆ (ひとり親家庭向け)

| 助 成 対 象 | 助 成 額 |
|---|---|
| 富山市ファミリー・サポート・センター（援助活動）を利用した日において、次の条件を全て満たす方 ①富山市に住民票がある ②児童扶養手当もしくは富山市ひとり親家庭等医療費助成の受給資格がある ※1 ③生活保護を受給していない ※1 所得制限により非該当の方も対象となります。 | 富山市ファミリー・サポート・センター利用料の自己負担額の8割を助成 ※申請者1人につき、年間20,000円まで。 ※実費(交通費等)やキャンセル料は助成の対象外です。 |

* 助成について *



助成方法 償還払いで助成します。

受付窓口 こども福祉課、各行政サービスセンター地域福祉課
 ※地区センター、とやま市民交流館では手続きできません。

申請方法 手続きに必要なものを持参のうえ、受付窓口にて申請書を記入してください。
 (支給決定となった場合、手続きをされた月の翌月末以降に指定口座に助成金を振り込みます。)

手続きに必要なもの

- ①児童扶養手当証書又は富山市ひとり親家庭等医療費助成資格証
- ②援助活動の報告(依頼会員用)の原本 ③通帳又はキャッシュカード(申請者名義)
- ④印鑑(シャチハタ不可)

※注意 所得制限により、児童扶養手当が全部停止となっている方や、富山市ひとり親家庭等医療費助成が非該当となっている方は①の代わりに運転免許証等の身分証明書が必要です。

申請期限 援助活動を利用した日の属する年度の翌年度の5月末まで

(お問合せ先) 富山市こども家庭部こども福祉課こども福祉係 TEL 443-2055

大沢野行政サービスセンター地域福祉課 TEL 467-5830

大山行政サービスセンター地域福祉課 TEL 483-1214

八尾行政サービスセンター地域福祉課 TEL 455-2461

婦中行政サービスセンター地域福祉課 TEL 465-2114